示　談　書

　 　　（以下「甲」という。）と株式会社　　　　（以下「乙」という。）は、下記の労災事故（以下「本件」とする。）による甲の乙に対する損害賠償請求について次のとおり示談する。

記

（事故の表示）

日時：　　年　　月　　日　　時　分

場所：　　県　　市　町　丁目　番地　　　工場

事故の概要：甲が操作していた機械（製品名：　　）が誤作動を起こしたことにより、甲が右腕を骨折した。

被害の概要：右腕骨折

入院：令和　年　月　日から令和　年　月　日まで

通院：令和　年　月　日から令和　年　月　日まで

以上

（示談の内容）

第1条　乙は、甲に対し、損賠賠償として、甲が受領した労働者災害補償保険に基づくすべての保険金及び給付金とは別に、金　　万円（内訳は以下のとおり）の支払い義務があることを認め、これを　年　月末日限り、甲の指定する口座に振り込む方法によって支払う。
　なお、振込手数料は乙の負担とする。

（内訳）

治療費及び治療関係諸費用　 金　　円

入院雑費 金　　円

通院交通費 金　　円

休業損害 金　　円

傷害慰謝料 金　　円

第2条　乙が第1条の金員の支払いを怠ったときは、乙は、甲に対し、支払期日の翌日から支払済みまで年14.6％の割合による遅延損害金を支払う。

第3条　本示談成立後、甲に本件と相当因果関係があり、かつ労働者災害補償保険法施行規則による認定を受けた後遺障害が発生した場合は、それに関する損害賠償請求権を留保し、別途協議する。

第4条　甲と乙との間には、本件に関し、本示談書に定めるほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

以上の示談成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙が署名捺印の上、各自1通を保有する。

　　年　　月　　日

甲　　住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

乙　　住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　印